

事務連絡
平成 30 年 6 月 29 日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

腸管出血性大腸菌による広域的な感染症・食中毒に関する調査について

腸管出血性大腸菌による広域的な感染症・食中毒については、平成 29 年夏期の発生事例を踏まえ、同年 11 月に腸管出血性大腸菌感染症・食中毒事例の調査結果取りまとめを行い、事例の検証、今後の対応等を整理し公表しています。

今般、当該取りまとめを踏まえ、病原物質が腸管出血性大腸菌 0157, 026, 0111 と疑われる場合は、下記の関係通知（※）に加え、別紙のとおり取扱うこととしますので、実施方よろしくお願いします。

※関係通知

- ・「食中毒処理要領」（昭和 39 年 7 月 13 日付け環発第 214 号別添（最終改正：平成 25 年 3 月 29 日付け食安発第 0329 第 1 号））、「食中毒調査マニュアル」（平成 9 年 3 月 24 日付け衛食第 85 号別添（最終改正：平成 25 年 3 月 29 日付け食安発第 0329 第 1 号））
- ・感染症発生動向調査事業実施要綱（平成 11 年 3 月 19 日付け健医発第 458 号別添（最終改正：平成 30 年 4 月 10 日付け健感発 0410 第 1 号））
- ・「腸管出血性大腸菌の遺伝子型検査体制の整備及び研修会の開催について」（平成 30 年 2 月 8 日付け健感発 0208 第 1 号、薬生食監発 0208 第 1 号）
- ・「腸管出血性大腸菌 0157 による広域散発食中毒対策について」（平成 22 年 4 月 16 日付け食安発 0416 第 1 号）

腸管出血性大腸菌による広域的な感染症・食中毒に関する調査について

1. 概要

腸管出血性大腸菌による広域的な感染症・食中毒の調査について、事案の早期探知、関係部門間の連携及び情報の共有等を目的として新たに、疫学情報に感染症サーベイランスシステムにて付与された番号（以下「NESID ID」という。）を付して管理するとともに反復配列多型解析法（Multiple-Locus Variable-number tandem repeat Analysis 以下「MLVA 法」という。）による解析結果を一覧化して共有を行うこととするため、その取り扱いについて定める。また併せて、国、都道府県等関係機関¹の連携・協力体制を確保するため、腸管出血性大腸菌による広域的な感染症・食中毒に関する調査情報の共有手順等について定める。

2. NESID ID 及び MLVA 法による結果の取扱い

（1）NESID ID の取扱い

国、都道府県等関係機関において、①患者の症状、②病原物質（血清型、毒素型、遺伝子解析結果を含む）、③原因食品・原因施設等（疑いを含む）、④その他、食中毒の原因の調査を行うに当たり重要な事項のいずれかについて報告又は共有等を行う場合は、NESID ID を付すこととする。ただし、食中毒調査の先行など、NESID ID の取得以前から情報や菌株のやりとりが発生する場合には、NESID ID の取得前は「未取得」と表記し、取得された時点から関係情報に NESID ID を付与する。

（2）MLVA 法による結果の取扱い

ア 都道府県等の担当部局は、4.に示す手順により、国立感染症研究所細菌第一部に、統一的な菌株の記号（MLVA 型）の付与又は MLVA 法による検査を依頼する。

イ 国立感染症研究所細菌第一部は、依頼に基づき実施した解析結果（MLVA 型）を依頼のあった都道府県等に報告するとともに、広域発生事例探知の迅速化のため、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課に共有を行う。

¹厚生労働本省、地方厚生局、国立感染症研究所、国立医薬品食品衛生研究所、都道府県等（都道府県、保健所設置市、特別区）の衛生主管部局（食品衛生部局、感染症部局）、保健所、地方衛生研究所

ウ 厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課は、国立感染症研究所細菌第一部から報告のあった解析結果（MLVA型）（4.（3）参照）やその他の必要な疫学情報等（別添3の情報及び必要な情報）を各都道府県等において、発生状況が確認可能となるよう、食品保健総合情報処理システム上で共有を行う。

エ 都道府県等の食品衛生部局は、上記ウで共有している全国で届出のあった患者のMLVA型を管内で発生した患者のMLVA型と同一でないか確認を行う。なお、必要に応じて、感染症部局に共有を行う。

3. 感染症及び食中毒の調査情報の共有手順

腸管出血性大腸菌感染症・食中毒への対応は、（1）患者発生と他の患者発生との関連が明らかでない散発事例の段階と（2）同一の遺伝子型を有する菌株による患者が複数の都道府県等にわたって発生していることが明らかとなつた広域発生事例（疑いを含む）の段階に分けて対応を行うこととする。

（1）散発事例の段階

医師からの感染症発生届や食中毒発生届出、又はその他の報告により腸管出血性大腸菌患者を探知した場合は、当該都道府県等で定めた体制で調査等を行い、当該都道府県等の感染症部局及び食品衛生部局においては、それぞれで収集した情報を共有する。

また、都道府県等の食品衛生部局は、次項（2）広域発生事例（疑いを含む）との判断が困難な段階においても、（2）へ移行した場合の調査に必要な情報については、国、都道府県等関係機関の間で積極的に情報共有を行うとともに、他の都道府県等の事案との関連性について確認し、広域発生事例に含まれる可能性があることを探知した場合については、速やかに厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課に報告を行う。

（2）広域発生事例（疑いを含む）の段階

① 厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課は、都道府県等からの感染症・食中毒の調査状況の報告、腸管出血性大腸菌感染症患者菌株に係るMLVA型の確認状況及び国立感染症研究所感染症疫学センターにおける感染症発生動向調査を中心とした全国的な解析情報から、同一汚染源による広域的な腸管出血性大腸菌食中毒発生の可能性があることを探知した場合は、関係する都道府県等の食品衛生部局に対し、関連が疑われる事案の調査に必要な情報の報告を求め、食品保健総合情報処理システムを活用して、都道府県等の食品衛生部局等の関係機関と広域的な調査に必要な情報の共有を行う。

② 国立感染症研究所感染症疫学センターは、感染症発生動向調査情報等に

加えて、2.(2)ウで厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課が食品保健総合情報処理システムで共有しているMLVA型や疫学情報等が判明した段階で当該情報を追加し、さらに詳細な解析を行う。

なお、必要に応じ、都道府県等に対して、厚生労働省本省と連携して、疫学調査における必要な絞り込みや遡り等の調査に協力を行う。

- ③ 都道府県等の食品衛生部局は、上記①の情報提供が求められた場合は、別添4-1、4-2を活用して厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課に調査情報（患者の症状、血清型、毒素型及び遺伝子型解析結果等の検査結果、原因食品・原因施設等、その他重要と認められる事項）の報告を行う。また、事例の規模や状況によっては、広域事例全体の原因食品等の汚染原因の絞り込みを目的として、腸管出血性大腸菌感染症・食中毒共通曝露調査票（別添5）（以下「共通調査票」という。）の全部又は一部に基づく特異的な情報解析、追加調査が必要となることから、都道府県等の食品衛生部局は、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課から別途連絡のあった場合は、共通調査票を活用して調査を行い、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課に報告を行う。
- ④ 地方厚生局は、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課から指示があった場合には、関係都道府県等への職員の派遣、必要な会議の開催等の協力をう。なお、平時から都道府県等の食中毒発生状況等の情報収集に努める。

4. 腸管出血性大腸菌の遺伝子型検査の実施と検査結果の取扱いの流れ

腸管出血性大腸菌の遺伝子検査手法については、「腸管出血性大腸菌の遺伝子型検査体制の整備及び研修会の開催について」（平成30年2月8日付け健感発0208第1号、薬生食監発0208第1号）に沿って、MLVA法による検査を実施する。また、検査方法は、腸管出血性大腸菌MLVAハンドブック（0157、026、0111編 第一版 2017年11月編 地研協議会 保健情報疫学部会 マニュアル作成ワーキンググループ編）を参照し、17遺伝子座の領域を確認する。なお、対象の血清型は、0157、0111、026とする。

さらに、同一汚染源による広域発生事例を早期に探知し、3.(2)に定めた調査情報の共有を効果的に実施するため、各関係機関において、以下の対応を行うこととする。

(1) 検体の確保及びMLVA法検査の依頼

- ・都道府県等の保健所担当課は、医療機関すでに菌株分離が終わっている場合は菌株を確保する。また、医療機関等で検便を実施していない疫学的に腸管出血性大腸菌への感染が疑われる血便等の患者について、優先的に検便

の採取を行う。

- ・都道府県等の保健所担当課は、患者便または菌株の検体を、NESID ID を付して、速やかに地方衛生研究所等の検査実施施設²に送付し、MLVA 法による遺伝子型検査の実施を依頼する。

(2) MLVA 法による検査実施

- ・地方衛生研究所等の検査実施施設は、MLVA 法による遺伝子型検査の依頼があった場合は、速やかに検査を実施し、結果判明後直ちに別添 2 により、国立感染症研究所細菌第一部に統一的な菌株の記号（MLVA 型）付与を依頼する。なお、初めて国立感染症研究所細菌第一部に MLVA 型付与を依頼する地方衛生研究所等の検査実施施設にあっては、検査精度管理の観点から患者等由来菌株の送付の必要性等について、国立感染症研究所細菌第一部に事前に確認をする。国立感染症研究所細菌第一部から受領した解析結果（MLVA 型等）については、速やかに保健所及び都道府県等の衛生主管部局に報告する。

なお、MLVA 法による検査を都道府県等で実施した場合は、患者等由来菌株を国立感染症研究所細菌第一部に送付する必要はないが、MLVA 型の確認、菌株相互の関連性検証、又は血清型や毒素型の確認を行うために、国立感染症研究所細菌第一部から依頼があった場合は患者等由来菌株を送付する。

- ・地方衛生研究所等の検査実施施設（MLVA 法による検査を実施した場合を除く）は、国立感染症研究所細菌第一部に検査を依頼する場合においては、これまで同様、収集した患者等由来菌株を、食中毒処理要領（昭和 39 年 7 月 13 日付け環発第 214 号別添（最終改正：平成 25 年 3 月 29 日付け食安発 0329 第 1 号））および感染症発生動向調査事業実施要綱（平成 11 年 3 月 19 日付け健医発第 458 号別添（最終改正：平成 30 年 4 月 10 日付け健感発 0410 第 1 号））に基づき、可及的速やかに送付する。なお、依頼に際しては、別添 1 の情報を添付し送付する。国立感染症研究所から受領した解析結果（MLVA 型等）については速やかに保健所及び都道府県等の衛生主管部局に報告する。

(3) MLVA 型の付与

- ・国立感染症研究所細菌第一部は地方衛生研究所等の検査実施施設から、統一的な菌株の記号（MLVA 型）付与の依頼又は、MLVA 法検査の依頼があった場合は、速やかに MLVA 型を付与又は MLVA 検査を実施して MLVA 型の付与を行い、解析結果を地方衛生研究所に報告する。
- ・国立感染症研究所細菌第一部は集約した一時的な MLVA 型結果（暫定版で

²MLVA 検査が実施可能な地方衛生研究所又はその他の検査施設等を有しない場合であって、都道府県等の衛生主管部局又は保健所から国立感染症研究所細菌第一部に患者等由来菌株を送付することを妨げるものではない。

あってコンプレックス解析前の結果）を事例の早期探知のため、1日1回程度を目安に厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課に報告を行う。

- ・国立感染症研究所細菌第一部は全国の解析結果について、定期的（シーズン中（概ね6月から10月の間）一週間に一回以上）に厚生労働省本省あて報告を行う。

5. 広域発生事例の公表に際しての情報共有

都道府県等の食品衛生部局は、行政全体で整合性の取れた情報の発信を行うため、広域発生事例の公表に際し、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課に事前に情報共有する。厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課は、関係都道府県等に当該情報を含めた公表に関する情報の提供を行い、行政全体で整合性の取れた情報発信のための調整を行う。

6. 様式等

- ・別添1：地方衛生研究所等の検査実施施設から国立感染症研究所細菌第一部へ菌株を送付する際に添付
- ・別添2：地方衛生研究所等の検査実施施設から国立感染症研究所細菌第一部へMLVA法検査結果（17遺伝子座の領域）を送付する際に添付
- ・別添3：厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課が食品保健総合情報処理システムにMLVA型掲載する際に添付
- ・別添4-1：患者リスト
- ・別添4-2：流通調査様式
- ・別添5：腸管出血性大腸菌感染症・食中毒共通曝露状況調査票